

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

**(令和2年1月末まで)**

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方  
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

#### 対象保険者

[岩手県]

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町、岩手県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(※)国保のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

台風第 19 号に伴う商工労働観光部関係の被害状況等

※下線部分が更新部分

1 商工関係の被害状況（企業等）

市町村	件数	被害額（千円）	主な被害の内容
宮古市	276	<u>763,750</u>	土砂流入、浸水、機械設備等故障、原材料・商品等被害
大船渡市	3	4,100	外壁等損傷、原材料等被害
久慈市	<u>106</u>	<u>359,310</u>	浸水、機械設備等故障、屋根外壁等損傷、原材料・商品等被害
陸前高田市	2	300	浸水
一関市	5	1,300	浸水、屋根外壁損傷
釜石市	90	2,400	土砂流入、浸水、機械設備等故障
奥州市	3	1,900	屋根外壁損傷
滝沢市	5	1,100	看板倒壊、屋根外壁等損傷
紫波町	4	900	屋根外壁等損傷
金ヶ崎町	6	1,450	看板倒壊、機械設備等故障、外壁等損傷
平泉町	<u>2</u>	<u>725</u>	外壁損傷
山田町	15	37,170	土砂流入、浸水、機械設備等故障
大槌町	1	3,000	機械設備被害
岩泉町	<u>8</u>	<u>17,440</u>	浸水
田野畑村	10	71,810	土砂流入、浸水、機械設備等故障、商品等被害
普代村	27	129,289	土砂流入、浸水、機械設備等故障、商品等被害
野田村	16	3,550	浸水、機械設備等故障、外壁等損傷
洋野町	7	9,778	浸水、機械設備等故障、原材料・商品等被害
計	<u>586</u>	<u>1,409,272</u>	

※調査結果は聞き取り等によるものであり、今後増減する可能性があるもの

2 観光施設の主な被害状況等

市町村	被害状況等
宮古市	<p>浄土ヶ浜：道路崩落、浸水、遊歩道土砂流入</p> <p>震災メモリアルパーク中の浜：モニュメント一部破損</p> <p>道の駅たろう：70～80 cm程度浸水（産直は 10/21 一部再開、食堂は 10/22 再開）</p> <p>鮎ヶ崎：自然歩道 3 か所崩落</p> <p>姉吉キャンプ場：断水によるトイレ使用不可、避難路土砂流入、道路崩落</p> <p>小港海水浴場：土砂堆積、山の法面に小規模崩落</p>

大船渡市	越喜来波板海水浴場：土砂流入によるシャワー室等の破損
久慈市	もぐらんぴあ：トイレ敷地内土砂流入 舟渡海水浴場：緑地帯、遊歩道等の洗掘・流出被害
遠野市	たかむろ水光園：国道 340 号線沿い多言語看板倒伏 遠野早池峰ふるさと学校：倒木による物置破損、講堂ガラス破損 寺沢高原：バンガローの入口看板破損
一関市	猊鼻溪：げいび橋上部工（橋桁）流失（10/28 復旧）
釜石市	室浜の宿：土砂流入により男性 1 名重傷
八幡平市	松楓荘：露天風呂に土砂流入（露天風呂のみ休業中）
奥州市	えさし藤原の郷：金色堂解説板倒伏
雫石町	休暇村岩手網張温泉：露天風呂塀倒壊（塀修理中だが露天風呂営業再開）
平泉町	中尊寺：駐車場内トイレ街灯部漏電
山田町	船越家族旅行村： オートキャンプ場キャンプサイトの敷地崩落 ジャブジャブプールに土砂流入、一部破損 水辺公園の周辺の一時家財置き場として開放（10/27 に家財の受入は終了。 受け入れた家財等の撤去時期は未定）
大槌町	波板不動滝：市道破損、擬木倒壊
岩泉町	浜の駅おもと愛土館：床上浸水
田野畑村	明戸キャンプ場：送電線断絶につき閉鎖（今季の営業は終了）
県 計	22 施設 172,499 千円

※調査結果は聞き取り等によるものであり、今後増減する可能性があるもの

### 3 職業訓練施設の主な被害状況

- ・ 宮古高等技術専門校で事務室床上 15 cm、学生寮床上浸水、実習棟 20cm 浸水。修繕及び備品（訓練用機器）購入等に 21,158 千円を要する見込み。

### 4 激甚災害指定に伴う対応

- ・ 被害を受けた中小企業者が必要な資金を借り入れる際、「セーフティネット保証」「一般保証枠」とは別枠の「災害関係保証枠」が適用されることから、関係機関への通知やホームページでの公表など、制度の周知に努める。

台風第 19 号に伴う農林水産部の対応状況について

1 農林水産関係被害状況 (11/8 6:00 現在)  
被害額 93 億 33 万円

区分		被害の内容 (市町村)	被害額
農業	農業施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農産施設 倉庫等の破損 104 件 17,075 千円 (花巻市、北上市、滝沢市 等 13 市町村)</li> <li>・ 園芸施設 パイプハウス等の破損 284 件 19,101 千円 (滝沢市、田野畑村、普代村 等 16 市町村)</li> <li>・ 畜産施設 牛舎等の破損 37 件 13,013 千円 (雫石町、紫波町、田野畑村 等 9 市町村)</li> <li>・ 農業機械 トラクタ等の破損 61 件 55,315 千円 (宮古市、久慈市、山田町 等 6 市町村)</li> </ul>	1 億 450 万円
	農作物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稻 冠水 35.6ha 4,417 千円 (宮古市、葛巻町、平泉町 等 8 市町)</li> <li>・ 麦類 冠水 2.0ha 23 千円 (平泉町)</li> <li>・ 豆類・雑穀 冠水・倒伏 214.5ha 8,915 千円 (花巻市、奥州市、平泉町 等 8 市町)</li> <li>・ 野菜 ねぎの冠水・倒伏等 61.8ha 57,583 千円 (花巻市、北上市、紫波町 等 15 市町村)</li> <li>・ 花き類 りんどう等の冠水 0.34ha 62 千円 (宮古市、花巻市、雫石町)</li> <li>・ 飼料作物 デントコーンの冠水等 120.4ha 21,855 千円 (滝沢市、平泉町、葛巻町 等 11 市町)</li> <li>・ 果樹 りんごの落果・倒木等 500.4ha 262,235 千円 (花巻市、奥州市、滝沢市 等 14 市町)</li> </ul>	3 億 5,509 万円
	家畜等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロイラー 雨水流入によるへい死 61,584 羽 30,607 千円 (久慈市、一関市、洋野町)</li> <li>・ アイガモ 雨水流入によるへい死 600 羽 被害額調査中 (田野畑村)</li> <li>・ 生乳 集荷不能等による廃棄 9,491 kg 1,044 千円 (宮古市、久慈市、一関市 等 6 市町)</li> <li>・ 飼料用ロール 流出 6,600 kg 被害額調査中 (宮古市、山田町)</li> </ul>	3,165 万円
	農地・ 農業用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地 土砂流入・畦畔崩落等 114.7ha 421,000 千円 (久慈市、一関市、奥州市 等 23 市町村)</li> <li>・ 農業用施設 水路法面崩壊等 758 箇所 904,000 千円 (宮古市、一関市、大槌町 等 23 市町村)</li> <li>・ 農村生活環境施設 法面崩壊等 3 箇所 9,000 千円 (宮古市、久慈市、岩泉町)</li> <li>・ 農地海岸保全施設 土砂堆積 2 箇所 9,000 千円 (宮古市、釜石市)</li> </ul>	13 億 4,300 万円
農業 計			18 億 3,424 万円
林業	林業施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林道 法面崩壊・路肩決壊等 721 箇所 1,348,442 千円 (宮古市、大船渡市、普代村 等 21 市町村)</li> <li>・ 作業道 路体流出等 80 箇所 43,869 千円 (宮古市、釜石市、岩泉町 等 12 市町村)</li> <li>・ 治山施設 法面崩壊等 20 箇所 132,400 千円 (大船渡市、大槌町、普代村 等 10 市町村)</li> <li>・ 林産施設 木材加工工場の浸水等 6 箇所 25,467 千円 (宮古市、久慈市、遠野市)</li> <li>・ 特用林産施設 乾燥機の浸水等 6 箇所 6,800 千円 (宮古市、岩泉町、普代村 等 4 市町村)</li> </ul>	15 億 5,697 万円

区分		被害の内容 (市町村)	被害額
	林産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特用林産物 木炭の浸水 603 千円 2 箇所 (久慈市、洋野町)</li> <li>・ その他 ほだ木流出等 4 箇所 6,191 千円 (宮古市、釜石市、山田町)</li> </ul>	679 万円
	森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林 倒木等 19.70ha 73,007 千円 (釜石市、滝沢市、雫石町 等 5 市町)</li> </ul>	7,300 万円
	林地荒廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山腹崩壊等 98 箇所 3,203,612 千円 (宮古市、釜石市、普代村 等 11 市町村)</li> </ul>	32 億 361 万円
林業 計			48 億 4,037 万円
水産	水産関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水産施設 水産関係施設の破損等 52 件 435,154 千円 (宮古市、大船渡市、釜石市 等 5 市村)</li> <li>・ サケ・マスふ化場 浸水・破損 7 箇所 260,220 千円 (宮古市、釜石市、普代村 等 5 市町村)</li> <li>・ 漁具 定置網、サケ採捕場の破損等 55 件 237,422 千円 (宮古市、久慈市、田野畑村 等 10 市町村)</li> <li>・ 養殖施設 養殖ロープの切断等 188 台 24,663 千円 (宮古市、久慈市、山田町 等 6 市町村)</li> <li>・ 水産物 かき、ほたての落下等 7 漁協等 178,056 千円 (宮古市、山田町、田野畑村)</li> <li>・ 漁船 転覆等 91 隻 61,766 千円 (宮古市、釜石市、山田町 等 6 市町村)</li> <li>・ 内水面養魚施設 破損 1 件 53 千円 (宮古市)</li> </ul>	11 億 9,733 万円
	漁港施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外郭施設 護岸倒壊等 10 箇所 34,320 千円 (大船渡市、大槌町、岩泉町 等 5 市町)</li> <li>・ 係留施設 浮棧橋損壊等 10 箇所 102,120 千円 (久慈市、陸前高田市、山田町 等 5 市町)</li> <li>・ 水域施設 土砂流入等 59 箇所 597,502 千円 (宮古市、大船渡市、岩泉町 等 9 市町村)</li> <li>・ 輸送施設 臨港道路の破損等 23 箇所 122,587 千円 (宮古市、大船渡市、山田町 等 6 市町村)</li> <li>・ 漁港施設用地 流木漂着等 28 箇所 208,096 千円 (宮古市、大船渡市、釜石市 等 8 市町村)</li> <li>・ 海岸施設 法面崩壊等 22 箇所 63,770 千円 (宮古市、釜石市、田野畑村 等 4 市町村)</li> <li>・ 漁場施設 ケーソン滑動 1 箇所 300,000 千円 (宮古市)</li> </ul>	14 億 2,839 万円
水産 計			26 億 2,572 万円
合計	14 市 14 町 4 村 (32 市町村)		93 億 33 万円

端数処理のため合計は  
一致しない

## 2 対応状況

### (1) 技術対策

- ・ 台風第 19 号による農作物被害の軽減に向け、冠水した水田等の排水対策や病害虫防除の徹底について、臨時に農作物技術情報を発行（10/10）し、ホームページ等を通じて農家等へ情報を提供
- ・ 台風第 19 号の影響により地盤が緩んでいる可能性があることから、ほ場の見回りを行う場合は、十分に注意して行動するよう、臨時に農作物技術情報を発行（10/15）し、ホームページ等を通じて農家等へ情報を提供

### (2) 共済金の早期支払い等の要請

- ・ 県内の農業共済団体に対し、被害を受けた果樹や園芸施設（パイプハウスなど）等について、迅速かつ適切な現地確認や支払額の確定など、共済金の早期支払体制を確立するよう要請（10/10）
- ・ 県内の関係金融機関に対し、被害を受けた農林水産業者の経営に支障をきたすことがないように、資金の円滑な融通や既貸付金の償還猶予等が図られるよう協力を要請（10/15）
- ・ 県内の共済事業実施漁業協同組合に対し、迅速な共済金の支払いや、共済掛金の払込猶予期間の延長等の適切な措置を講ずるよう要請（10/17）

### (3) 被害状況調査の早期把握

- ・ 市町村・関係団体等と連携し、台風第 19 号による農林水産関係の被害状況を調査
- ・ 東北森林管理局と連携し、ヘリコプターによる森林被害の状況調査を実施（10/17、10/18）  
→ 調査結果：大規模な山腹崩壊地は確認されず

### (4) 経営相談窓口の設置

- ・ 被害を受けた農林水産業者の生産活動の継続や再開のための経営相談窓口を、広域振興局や農業改良普及センター等の合計 33 公所に設置（10/15～当面の間）

### (5) 国への要望

- ・ 農林水産省に対し、台風第 19 号災害に係る農林水産部単独要望を実施（10/29）  
→ 特に、水産業共同利用施設の復旧支援について、水産庁長官に直接面会して要望

### (6) その他

- ・ 農林水産省が、令和元年 8 月から 9 月の前線に伴う大雨（台風第 10 号、第 13 号、第 15 号及び第 17 号の暴風雨を含む。）、台風第 19 号による農林水産関係被害への支援対策を公表（10/25）
- ・ 農林水産省の主催により、令和元年 8 月から 9 月の前線に伴う大雨（台風第 10 号、第 13 号、第 15 号及び第 17 号の暴風雨を含む。）、台風第 19 号による農林水産関係被害への支援対策の説明会を開催（10/28）